

# 交通安全法の一部改定法律案

## 検討報告

- ~~▣ 이헌승의원 대표발의 (의안번호 제 11590 호)~~
- ~~▣ 안호영의원 대표발의 (의안번호 제 17786 호)~~
- ~~▣ 강훈식의원 대표발의 (의안번호 제 17808 호)~~
- ▣ 金寛永議員 代表発議 (議案番号 第 18657 号)

2019. 3.

国土交通委員会

専門議員 バック・ヒソック

IV. 金寛永議員 代表発議 (18657) .....	26
1. 提案敬意 .....	26
2. 提案理由 .....	26
3. 主要内容 .....	27
4. 検討意見 .....	27
ガ. 飲酒運転による運転免許の取り消し処分を受けた者に対する飲酒運 転始動防止装置の設置義務を賦課(案第 55 条の 3 新設) .....	27

## IV. 金寛永議員 代表発議案 (18657)

### 1. 提案経緯

ガ. 提案者 : 金寛永議員 等 10 人

ナ. 提案日 : 2019. 2. 15.

ダ. 回付日 : 2019. 2. 18.

### 2. 提案理由

毎年国民の生命を脅かす飲酒運転事故が発生しているにも関わらずその飲酒運転が後をたたないのが実情である。

最近3回以上飲酒運転に摘発された比率は2012年16%から2016年19.1%へと却って増加しており、国民の安全のためにより強い制裁が必要であるという指摘がある。

慢性的・常習的な飲酒運転の根絶のためにも北米、ヨーロッパなどの先進国では飲酒運転予防策として始動ロック装置を運営しているが、我が国もやはり始動ロック装置の導入が必要であるという主張が唱えられている。

故に飲酒運転等で運転免許の取り消し処分を受けた者が再び運転免許を取得し自動車等を運転する際は一定期間飲酒始動防止装置が設置された車両のみを運転するようにすることで飲酒運転の再発防止に万全を期し、国民の安全を強化するためのものである。

### 3. 主要内容

- ガ. 運転免許の取り消し処分を受けた者が再び運転免許を取得し自動車等を運転する際は運転免許証の発行日より一定期間飲酒始動防止装置が設置された自動車のみを運転するようにする。(案第55条の3新設)
- ナ. これを違反して飲酒始動防止装置が設置されていないこと、または設置基準に適合していない仕様にて設置されている自動車等を運転した際は2年以下の懲役または2,000万ウォン以下の罰金に処することとする。(案第63条第1号の2新設)

### 4. 検討意見

- ガ. 飲酒運転による運転免許の取り消し処分を受けた者に対する飲酒運転始動防止装置の設置義務を賦課(案第55条の3新設)

現 行	改 定 案
<u>〈新 設〉</u>	<u>第55条の3(飲酒始動防止装置の装着)</u> <u>① 「道路交通法」第93条の第1項の1号から第3号までの号から3号までのいずれかに該当して運転免許の取消処分を下された者が再び運転免許を取得し自動車等を運転する際は、運転免許証の発行日より大統領令にて定められる基準による期間、飲酒始動防止装置(運転者が酒に酔った状態で自動車等を運転しようとする</u>

第63条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

1. (省 略)

〈新 設〉

2. ~ 5. ( 省 略 )

場合、酔いを検知して始動できないようにする装置をいう)が設置されている自動車等のみを運転するべきである。.

②

第1項による飲酒始動防止装置の設置基準及び方法等に必要な事項は大統領令にて定める。

第63条(罰則) -----  
-----  
-----.

1. (現行通り)

1の2. 第55条の3を違反して 第55条の3を違反して飲酒始動防止装置が設置されていない又は設置基準に適合しない仕様にて設置された自動車等を運転した者

2. ~ 5. (現行通り)

飲酒始動防止装置とは、運転者が始動をかける前に運転者の呼気中のアルコール濃度を測定し、規定値を超える場合にはエンジンの始動がかからないようにする機械的装置を言い、アメリカ・カナダ・フランス等で飲酒運転防止策に活用中であることで知られている。

改定案は飲酒運転又は飲酒運転の測定拒否等により運転免許の取り消し処分を受けた者が 再び運転免許を取得して運転をする場合、一定期間飲酒始動防止装置を設置した自動車のみを運転するようにし、これを違反した場合は、2 年以下の懲役又は 2,000 千万ウォン以下の罰金に処

することで、再犯の危険が高い飲酒運転履歴者の飲酒運転を事前的に遮断し道路交通安全を図ろうとする趣旨である。

改定案の審査に関しては次の事項が共に考慮されるべきであるとみられる。

改定案は飲酒運転を理由に免許取り消し処分を受けた後、免許を再度取得した者を対象にしていることから、このような特定行為者に対する義務賦課及び処分等に関する事項を交通安全に関する国家又は地方自治単体の義務・推進体系及び施策等の推進等の立法を目的とする「交通安全法」に規定することに対しては慎重な検討が必要であると考えられる。

現行法上、飲酒運転にて免許取り消し処分を受けた後、免許を再度取得した者のように特定個人に対する個別的処置に関する規定は道路交通の反則行為、運転免許の発行・取り消し等に関する事項を規定して「道路交通法」にて規定していることを考慮する時、

警察庁の所管法律である「道路交通法」に改定案の内容を規定することで飲酒運転の取締、免許取り消しの処分の権限を保有して摘発履歴を管理する警察が飲酒運転始動防止装置の装着可否等を取り締まるようにすることが飲酒運転の予防であるという、改定案の趣旨達成にも効果的であるとみられる。

参考として、飲酒運転による免許取り消しの履歴がある者等に飲酒運転防止装置が装着された自動車のみを運転するようにする内容の「道路交通法の一部改定法律案」2件が現在行政安全委員会に係留中である。

行政委員会の法案審査小委員会(2018. 11. 20)は該当法律案を審査しながら警察庁が行っている飲酒運転防止装置の導入に関する研究の成果物と2019年開催予定の公聴会の結果を基にして再度論議することにしたことがある。

**【表 11】 <類似する趣旨の法律案の提出現況>**

議案番号	議案名	主要内容	所管常任委
2005842	道路交通法の 一部改定法律案 (宋喜卿議員 代表発議)	省略	行政安全委
2006425	道路交通法の 一部改定法律案 (金映豪議員 代表発議)	省略	行政安全委

担当者	国会 国土交通委員会 立法調査官 ユン・ソンノ
連絡先	02-788-2230 (FAX 02-788-3366)
メール	yoonsn@assembly.go.kr